

アメリカ(本土・ハワイ)にご旅行されるお客様へ

米国 電子渡航認証システム(ESTA)のご案内

時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。またこの度は弊社をご利用頂き誠にありがとうございます。さて2009年1月12日以降、米国の法律によりビザ免除プログラム※1を利用して、航空機または船で米国・ハワイへ入国・乗り継ぎ及び通過する全ての渡航者に対して、搭乗または乗船する前に電子渡航認証システム(ESTA:Electric System for Travel Authorization)の渡航認証を取得することが義務付けられました。ETSAによる渡航認証の取得の有無は、米国へ出発する際の航空または船会社のチェックイン時に確認され、取得を行っていない場合、搭乗または乗船をすることができなくなります。

※1 ビザ免除プログラムは、日本など特定の国の国民が、ビザを取得せずに、90日以下の商用または観光目的の滞在のために渡米できる制度です。

◆申請方法

ESTAウェブサイト(<https://esta.cbp.dhs.gov/>)にアクセスの上、ご取得をお願いします。

- ・ESTAサイトの日本語版も利用できますが、登録内容は英語での入力が必要です。
- ・申請に対する承認、保留、拒否の回答は、申請から72時間以内に行われます。
- ・回答には申請番号が付与されるので、回答画面を印刷するなどして必ず番号をお控えください。
- ・仮に回答が保留された場合は、72時間以内に回答がなされますので、数時間後に再度ウェブサイトを確認してください。なお、認証が拒否された場合は、最寄りの米国大使館・総領事館で査証申請を行う必要があります。
- ・取得した渡航認証は、取得から2年間有効です。ただし、旅券の有効期限が2年未満の場合は旅券の有効期限までとなります。また、渡航認証の有効期間中に旅券記載内容に変更があった場合、新たに渡航認証を取得する必要があります。
- ・インターネット環境のない方や英語が分からない方等は、申請者本人以外が代行することも可能です。

◆ご注意事項

ご出発の72時間前の認証取得が推奨されておりますが、渡航予定のある方は余裕を持って認証取得することをお勧めします。

- ・この電子認証は米国への入国を保証するものではありません。入国の最終決定は入国地移民審査官が行います。
- ・ESTAの渡航認証取得は、お客様ご自身で行って頂くようお願い致します。
- ・日本国籍以外の方は、ご自身でご確認下さい。
- ・米国出入国カードへの記入は引続き必要です。

◆関連サイト

ESTA(電子渡航認証システム)オンライン申請

<https://esta.cbp.dhs.gov/>

米国大使館(ESTA)

<http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-esta2008.html>

米国大使館(ビザ免除プログラム)

<http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-waiver.html>

外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html

観光庁

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000005.html